

**多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
教育に係る利用者負担額基準額表**

表 1 1号認定（おだ認定こども園・多摩みゆき幼稚園・富士ヶ丘幼稚園・錦秋幼稚園・せいとく幼稚園・
東京大谷幼稚園(平成31年4月1日認定こども園に移行予定)） 単位：円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額）		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	0	0	0
C 1	所得割の額 1円以上77,100円以下	1,000	500	0
C 2	〃 77,101円以上132,999円以下	10,000	5,000	0
C 3	〃 133,000円以上211,200円以下	15,000	7,500	0
C 4	〃 211,201円以上300,999円以下	20,000	10,000	0
C 5	〃 301,000円以上	23,000	11,500	0

- 所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定教育・保育施設でない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に在籍している子ども又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している子どもが同一世帯に2人以上いる場合は、表の負担軽減が適用されます。
- ※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者以外の施設に在籍している子どもがいる場合は、「多子軽減等申請書」の提出が必要です。
- 年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、特定教育・保育に係る利用者負担額（以下、保育料という）軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化となります。
- 国の幼児教育・保育無償化により、2019年10月から保育料が変わる可能性があります。詳細は決定次第ホームページやたま広報でお知らせいたします。